

公益財団法人
国際民商事法センター

I C C L C

2025 年度事業報告・2026 年度事業計画

第58号

2026 年 7 月

目 次

評議員会での中村邦晴会長ご挨拶	1
第52回定時評議員会議事録	2
第92回理事会議事録	16
2025年度事業報告書及び計算書類等	19
監査報告書	39
2026年度事業計画書及び収支予算書	40

評議員会での中村邦晴会長ご挨拶

本日はご多忙のところ、当財団の第 52 回定時評議員会及び第 92 回理事会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

はじめに、2025 年度の事業活動につきまして報告申し上げます。2019 年を最後に延期が続いております「日中民商事法セミナー事業」を除き、その他の事業につきましては、概ね事業計画に沿って滞りなく実施することができました。これもひとえに、法務省や JICA をはじめとする関係機関の皆様、当財団の役員・会員企業の皆様、そして学術関係者の皆様の温かいご指導とご支援の賜物であり、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。なお、日中セミナーの現在の状況につきましては、後ほど理事会における職務執行状況の報告の際にご説明申し上げます。

さて、本年度は当財団の設立 30 周年という大きな節目の年に当たります。去る 3 月の理事会にてご承認いただきました、2026 年度事業計画に基づき、30 周年記念事業をはじめ、各種調査・研究事業、セミナー・シンポジウム開催事業、法整備支援事業を着実に推進し、当財団のさらなる発展へと繋げてまいりたいと存じます。

それでは、本日は、各議案につきまして、忌憚のないご意見とご審議を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

以 上

公益財団法人国際民商事法センター
第52回（定時）評議員会議事録

1. 開催日時 2026年6月12日（金） 16時30分～17時10分
2. 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1-1 法曹会館 高砂の間
電話会議システムを併用
3. 出席評議員数 6名（評議員総数8名）
諸石光熙 青山善充 寺田逸郎 松木和道 射手矢好雄 武田涼子
（寺田逸郎は電話会議システムにより参加）
出席理事 中村邦晴 大野恒太郎 小川郷太郎 小杉丈夫 酒井邦彦 南敏文 東義之
出席監事 田内正宏 水野功
4. 議題
 - （1）決議事項
 - 第1号議案 2025年度計算書類及びそれらの附属明細書並びに財産目録承認の件（別紙1）
 - 第2号議案 定款一部変更の件
変更定款案：別紙2のとおり
 - 第3号議案 理事選任の件
理事候補者：別紙3のとおり
 - （2）報告事項
 - ① 2025年度事業報告及びその附属明細書の件（別紙4）
 - ② 2026年度事業計画書及び収支予算書の件（別紙5、別紙6）
5. 電話会議システムの確認
議事に先立ち、電話会議システムを利用して参加する寺田逸郎評議員を含めた出席者の音声
が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっており、出
席者が一堂に会するのと同様の相互に十分な議論を行うことができる環境であることが出
席者全員により確認された。
6. 議事の経過の要領及びその結果
互選により青山善充評議員が議長となり、開会を宣し議事に入った。
議長は、本日の出席評議員数を事務局から報告させ、本評議員会の決議事項のすべてについ
て、決議に必要な定足数を満たしている旨を報告した。
 - （1）決議事項
 - 第1号議案 2025年度計算書類及びそれらの附属明細書並びに財産目録承認の件
事務局から資料に基づき説明が行われ、更に田内正宏監事から業務及び会計については

適正である旨報告が行われた後、議長が議場に諮ったところ、原案どおり出席評議員全員一致で承認可決した。

第2号議案 定款一部変更の件

当財団の定款の一部を変更することについて、事務局から資料に基づき説明が行われ、議長が議場に諮ったところ、原案どおり出席評議員全員一致で承認可決した。

第3号議案 理事選任の件

事務局から、本定時評議員会の終結をもって理事全員が任期満了により退任するため、その改選が必要である旨の説明がなされ、下記のとおり6名を再任とし、新たに2名を選任すること並びに各候補者が就任を承諾していることの説明が行われた。その後、議長は定款の規定に基づき、各候補者ごとに理事選任の可否を議場に諮ったところ、各候補者についていずれも出席評議員全員一致で承認可決した。

理事（重任）中村邦晴 大野恒太郎 小杉丈夫 酒井邦彦 南敏文 東義之

理事（新任）越川和彦 安藤久佳

(2) 報告事項

① **2025** 年度事業報告及びその附属明細書について、事務局から、理事長大野恒太郎の**2026** 年 **5** 月 **11** 日付提案書において **2025** 年度事業報告及びその附属明細書を承認することについての理事会決議が提案され、**2026** 年 **5** 月 **22** 日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、また監事から書面により異議がない旨の意思表示を得て承認されたものであるとして、資料に基づきその内容の説明があった。

② **2026** 年度事業計画書及び収支予算書について、事務局から、**2026** 年 **3** 月 **11** 日開催の第 **90** 回理事会で承認されたものであるとして、資料に基づきその内容の説明があった。

7. 議事録署名人

議事録署名人として松木和道評議員と武田涼子評議員が選出された。

以上、本日の電話会議システムを併用した評議員会は、終始異状なく議題の審議を終了したので、議長は17時10分閉会を宣した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、この議事録を作成し、出席した議長及び議事録署名人が記名押印する。

2026年6月12日

公益財団法人国際民商事法センター
評議員会議長

青山 善充

議事録署名人

松木 和道

議事録署名人

武田 涼子

第2号議案 定款一部変更の件

公益財団法人 国際民商事法センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人国際民商事法センター(英文では、International Civil and Commercial Law Centre Foundation)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、アジア地域を中心とする民商事法関係者の連帯と相互協力を強化することにより、民商事に関する各種法制の調査、研究、研修、情報交換等を行い、これら各国の民商事法とその運用の発展を支援するとともに、よりよい国際経済取引の法的仕組みを探究し、もって国際社会の繁栄と安定に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) アジア地域を中心とする民商事法関係者に対する研修の実施及びその援助
- (2) 内外の民商事法に関する研究者、専門家等の招へい及び派遣並びにその援助
- (3) 内外の民商事法に関する講演会、研究会、シンポジウム、セミナーその他調査、研究、研修及び情報交換を目的とする集会の開催並びにその援助
- (4) 内外の民商事法に関する情報・資料の収集及び調査・研究の実施並びにその援助
- (5) 機関誌、文献その他の資料の発行並びにこれらの頒布
- (6) 内外の関係諸機関及び関係諸団体との連携及び協力
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初寄附された財産
- (2) 設立後寄附された財産
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 会費、補助金、賛助金その他の収入
- (5) 財産から生じる果実

(財産の種類)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び普通財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産
- (3) 普通財産は、基本財産以外の財産で構成される。

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

4 この法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行なう。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

二 ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者

ヘ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を同一にするもの

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置

法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヵ月以内の5月又は6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出

席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第6章 役員

（役員の設置）

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち2名を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、そのうち1名を理事長、他1名を会長とする。

3 代表理事以外の理事のうち、1名を一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。なお、業務執行理事が第36条記載の事務局長を兼務することを妨げないものとする。

（役員の選任）

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事、理事長、会長並びに業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 理事のうち少なくとも1名以上が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公

益認定法」という。)第5条第15号本文に掲げる者でなければならない。また、監事のうち少なくとも1名以上が、公益認定法第5条第16号に掲げる者でなければならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、会長、業務執行理事並びに事務局長の選定及び解職

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に原則として、5月又は6月に及び3月の2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた時
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(顧問)

第34条 この法人に、15名以内の特別顧問もしくは顧問を置くことができる。

2 特別顧問及び顧問の委嘱は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 特別顧問及び顧問の報酬は、無償とする。ただし、その職務をおこなうために要する支払をすることができる。

- 4 特別顧問及び顧問は、重要な事項について代表理事の諮問に応じる。
- 5 特別顧問及び顧問の任期は、委嘱後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(参与、学術参与)

第35条 この法人に、それぞれ35名以内の参与及び学術参与を置くことができる。

- 2 参与及び学術参与の委嘱は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 参与及び学術参与の報酬は、無償とする。ただし、その職務をおこなうために要する支払をすることができる。
- 4 参与は、代表理事の諮問に応じ、主にこの法人の事業について運営面からの助言を行い、また、理事長の要請により、専門的立場から事業の推進に協力する。
- 5 学術参与は、理事長の諮問に応じ、主にこの法人の事業について学術面からの助言を行い、また、理事長の要請により、専門的立場から事業の推進に協力する。
- 6 参与及び学術参与の任期は、委嘱後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第36条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 会員

(種別)

第37条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 名誉会員 この法人の事業又は運営に特に功労のあった者で、理事会において適当と認めた者

(会費の納入等)

第38条 会員が納入する会費等については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

(会費等の不返還)

第39条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

(資格の喪失)

第40条 会員は、次の理由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき

(2) 死亡し、又は会員である法人が解散したとき

(3) 除名されたとき

(退 会)

第41条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第42条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、理事長が除名することができる。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(2) この法人の会員としての義務に違反したとき

(3) 会費を滞納し、督促を受けてもなお納入しないとき

(4) 会員としての品位を失うべき非行があったとき

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 1 1 章 情報公開等

(情報公開等)

第 4 8 条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

附則

この定款は、2 0 2 6 年 6 月 1 2 日より改訂する。

第 3 号議案 理事選任の件

理事候補者

再任	中村 邦晴	住友商事株式会社特別顧問
再任	大野 恒太郎	弁護士（第一東京弁護士会所属）・ 元検事総長
再任	小杉 丈夫	弁護士（東京弁護士会所属）・ 元釧路地方家庭裁判所判事補
再任	酒井 邦彦	弁護士（第一東京弁護士会所属）・ 元広島高等検察庁検事長
再任	南 敏文	弁護士（第二東京弁護士会所属）・ 元東京高等裁判所部総括判事
再任	東 義之	住友商事株式会社法務部参事
新規	越川 和彦	元外務省フィリピン特命全権大使
新規	安藤 久佳	東京中小企業投資育成株式会社代表取締役社長・ 元経済産業省事務次官

以 上

公益財団法人国際民商事法センター

第92回理事会議事録

1. 開催日時 2026年6月12日（金） 17時 10分 ～ 17時 40分
2. 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1-1 法曹会館 高砂の間
3. 出席者 出席理事数 8名 （理事総数8名）
中村邦晴 大野恒太郎 小杉丈夫 南敏文 酒井邦彦
越川和彦 安藤久佳 東義之
出席監事数 2名 （監事総数2名）
田内正宏 水野功
4. 議題
 - (1) 決議事項
第1号議案 代表理事及び業務執行理事選定の件
候補者：代表理事（会長） 中村邦晴
代表理事（理事長） 大野恒太郎
業務執行理事（事務局長兼務） 東義之
第2号議案 学術参与に推薦することを決定する件
学術参与候補者：別紙のとおり
第3号議案 内閣府に提出する 2025 年度事業報告等に係る書類の提出及び
記載内容等について理事長に一任する件
 - (2) 報告事項
代表理事及び業務執行理事の職務執行報告
5. 議事の経過の要領及びその結果
互選により大野恒太郎理事が議長となり、開会を宣し議事に入った。
議長は、本日の出席理事数を事務局から報告させ、本理事会の決議事項のすべてについて、決議に必要な定足数を満たしていることを確認した。
 - (1) 決議事項
第1号議案 代表理事及び業務執行理事選定の件
議長から、代表理事会長、代表理事理事長及び業務執行理事の候補者に関する説明があり、審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で承認可決した。なお、被選定者は、即時就任を承諾した。

第2号議案 学術参与に推薦することを決定する件
事務局から、学術参与の候補者に関する説明があり、審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で承認可決した。

第3号議案 内閣府に提出する 2025 年度事業報告等に係る書類の提出及び記載内容等について理事長に一任する件

事務局から、内閣府に提出する 2025 年度事業報告等に係る書類の記載内容及び提出について、2025 年度については事前に理事会での承認を求める事項はないので理事長に一任したい旨の説明があった。審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で承認可決した。

(2) 報告事項

代表理事である中村会長から、日中民商事法セミナーの現状について報告があった。
代表理事である大野理事長から、財団設立 30 周年記念行事の準備状況について報告があった。
業務執行理事である東事務局長から、会員の状況及び事務局の活動状況について報告があった。

以上をもって議事の全部を終了したので、議長は 17 時 40 分閉会を宣し、解散した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、この議事録を作成し、出席代表理事及び出席監事が記名押印する。

2026 年 6 月 12 日

公益財団法人国際民商事法センター

代表理事 会長

中村 邦晴

代表理事 理事長

大野 恒太郎

監 事

田内 正宏

監 事

水野 功

第2号議案 学術参与に推薦することを決定する件

別紙

学術参与候補者

再任 佐藤 直史 弁護士（第二東京弁護士会所属）

以 上

2025年度

事業報告及びその附属明細書

2025年4月1日から

2026年3月31日まで

公益財団法人国際民商事法センター

＜事業活動＞

I. 公益事業1（調査・研究事業、セミナー・シンポジウム開催事業）

1. アジア・太平洋民商事比較法制研究

当財団は、法務省法務総合研究所と共同で、1996年度から委託研究事業としてアジア・太平洋地域法制度調査研究を実施している。2024年度からは、2年プロジェクトとして、4か国を取り上げて「労働法制と実務対応に関する法制度比較」をテーマに新たな調査研究を開始した。研究員等詳細は以下のとおりである。

名 称：アジア・太平洋労働法制研究会
期 間：2024年4月～2026年3月
対象国：マレーシア、ベトナム、インドネシア及びフィリピン
座 長：児玉 実史 弁護士法人北浜法律事務所弁護士
委 員：飯島 奈絵 弁護士法人堂島法律事務所弁護士
大川 恒星 弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士
島田 裕子 京都大学法学部教授
高田 真司 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
高原 知明 大阪大学大学院高等司法研究科教授
本間 拓洋 本間国際総合法律事務所弁護士
橋本 孝史 江崎グリコ株式会社グループ法務部グループ長
吉永 佳史 住友化学株式会社法務部課長

本年度は、初年度に実施できなかったフィリピンの海外現地調査（2025年4月1日～5日 飯島委員及び島田委員）及びベトナムの海外現地調査（2025年4月20日～24日 高田委員及び吉永委員）を実施し、その後、シンポジウム及び成果物の公表等についての協議を含め次のとおり研究会を開催した。

第6回研究会 2025年4月7日（場所：大阪中之島合同庁舎 Web 会議併用）
第7回研究会 2025年6月3日（同上）
第8回研究会 2025年7月30日（同上）
第9回研究会 2025年11月27日（同上）

アジア・太平洋法制研究会 第12回国際民商事法シンポジウム

アジア・太平洋不動産法制研究会の成果発表のために、以下のシンポジウム「東南アジア4か国の労働法制と実務対応～インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシア～」を開催した。

開催日：2025年10月9日（木）
会 場：大阪中之島合同庁舎国際会議室
主 催：法務省法務総合研究所及び当財団
後 援：大阪弁護士会、経営法友会、日本組織内弁護士協会、日本労働法学会、一般社団法人関西経済同友会、一般社団法人日本経済団体連合会、公益

社団法人関西経済連合会、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構大阪本部、独立行政法人労働政策研究・研修機構

【プログラム】

開会挨拶：森本 加奈 法務省法務総合研究所長

労働法制研究の意義：児玉 実史 弁護士法人北浜法律事務所弁護士

各国別発表：

発表① インドネシアにおける労働法制の現状と課題

発表② マレーシアにおける労働法制の現状と課題

発表③ フィリピンにおける労働法制の現状と課題

発表④ ベトナムにおける労働法制の現状と課題

全体パネルディスカッション

総括：児玉 実史 弁護士法人北浜法律事務所弁護士

閉会挨拶：大野 恒太郎 当財団理事長

また、上記シンポジウム内容を含む研究会成果物をまとめ、ホームページ上で公開した。

2. 日韓パートナーシップ共同研究

韓国大法院及び法務省法務総合研究所の主催のもと、韓国の法院職員から選ばれた韓国側研究員と日本の法務省、法務局及び裁判所の職員から選ばれた日本側研究員による共同研究の形で、1999年から毎年実施されてきている。本年度の第26回日韓パートナーシップ共同研究は、研究分野を「不動産登記制度、商業法人登記制度、戸籍制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題」とし、「日本セッション」と「韓国セッション」という2つのセッションを設け、両国の研究員が互いに相手国を訪問して、相互に研究を行うかたちにて次のとおり実施された。当財団は共催者として協力支援を行った。

【韓国セッション】

実施期間：2025年6月17日～25日

日本チーム5名が訪韓し、韓国チーム5名と共に大法院法院公務員教育院の施設等において研究を実施。6月24日に日本側研究員による総合発表会を実施した。

【日本セッション】

実施期間：2025年11月4日～13日

韓国チーム5名が訪日し、日本チーム5名と共に法務省国際法務総合センター等において研究を実施。11月11日に韓国側研究員による総合発表会を実施した。

3. 法整備支援連携企画

当財団が、法務省法務総合研究所、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター（CALE）及び慶應義塾大学大学院法務研究科等と共催して、2010年から実施してきている、次世代のアジア諸国法研究者や法整備支援の担い手を育成するための連携企画であり、2025年度も例年通り以下のとおり企画を実施した。

法整備支援へのいざない

開催日：2025年8月9日（土）

開催方法：会場参加と Web 会議システムを利用したオンライン方式を併用

会 場：法務省国際法務総合センター国際会議場

主 催：法務省法務総合研究所

共 催：慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政
国際教育協力研究センター（CALE）及び当財団

【プログラム】

開会挨拶：森本 加奈 法務省法務総合研究所長

松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

導入講義：「法整備支援のすすめ」

佐々木 康平 法務省法務総合研究所国際協力部教官

パネルディスカッション:

「法整備支援に携わる多様なキャリアパスについて」

(パネリスト)

川添 光乃 国連開発計画（UNDP）バンコク地域事務所フェロー
(オンライン)

小板橋 龍正 モンゴル日本法教育研究センター特任講師

琴浦 容子 JICA ガバナンス・平和構築部
ガバナンスグループ法・司法チーム課長

溝口 千恵 JICA 長期派遣専門家（カンボジア）（オンライン）
(モデレーター)

廣田 桂 法務省法務総合研究所国際協力部教官

グループディスカッション:

「あなたならどう考える？～法整備支援を体験しよう！”Think Globally,
Act Locally.”」

(モデレーター)

石水 佑佳 法務省法務総合研究所国際協力部教官

講 評: 松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

村上 正子 名古屋大学大学院法学研究科教授・法政国際教育協
力研究センター長

野瀬 憲範 法務省法務総合研究所国際協力部副部長

閉会挨拶：松木 和道 当財団評議員

4. 財団設立30周年記念事業

2026年に当財団が設立30周年を迎えるにあたり、財団設立30周年記念事業として、近時日本の企業にとっても、また、アジア各国においても重要性をとみに増しつつある「ビジネスと人権」について、内外の専門家はもとより、実業界の有識者の意見も踏まえ、その救済手段も含めて、様々な角度から掘り下げ、各方面の問題意識を深めるとともに、必要に応じて実務的な提言を行うこととする。そこで、2026年度に記念国際シンポジウムを開催することに向けて、2025年度は、外国調査や外国当局、国際団体との連携も含む必要な準備作業を行った。

(1) ASEAN 事務局との連携強化

2025年6月30日、マレーシア・クアラルンプールにおいて、マレーシアのASEAN 政府間人権委員会（AICHR マレーシア）が、国連開発計画（UNDP）の支援を受けて、「ジェンダーの視点から見る ASEAN のビジネスと人権」をテーマとする地域ワークショップを開催した。本ワークショップでは、ビジネスと人権に関する国連指導原則（UNGPs）の実施におけるジェンダー視点の重要性等について議論が行われ、当財団の大野理事長が日本のジェンダー平等の状況に関する特別講演を行い、参加者の理解促進に寄与した。

同年9月16日、タイ・バンコクにおいて開催された国連「責任あるビジネスと人権フォーラム」に当財団の酒井理事が参加し、ASEAN 政府間人権委員会（AICHR）の各国代表と意見交換を行った。

また、同年9月18日には、当財団の大野理事長と小杉理事が、法務省関係者とともに、来日中のナラリア・ソエブラプト ASEAN 事務次長と面談し、「ビジネスと人権」分野における日本と ASEAN の協力の重要性等について意見交換を行った。

(2) 外国調査事業

調査事項：①ASEAN 5 か国（インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール）の国家行動計画（NAP）の策定状況とその内容、②上記 5 か国における「ビジネスと人権」に関する主な苦情処理制度の概要、③上記 5 か国で事業を行っている日本企業及び外国企業の「ビジネスと人権」に関する取組状況。

調査委託先：福島崇之弁護士（ラジャ・タン法律事務所ジャパンデスク）

調査期間：2024年8月～2025年8月

上記調査内容を取りまとめ、「ASEAN 主要 5 か国における「ビジネスと人権」に関する調査報告書」としてホームページ上で公開した。

(3) 「ビジネスと人権」シンポジウム

本シンポジウムにおいては、政府、アカデミア、自治体、企業を代表する 4 名のスピーカーが登壇し、我が国の経済情勢、労働環境等を踏まえた外国人材受入れの在り方、人権の保護、多文化共生社会の実現等といった幅広い視点から、活発な議論がおこなわれた。

開催日：2025年11月25日（火）

開催方法：会場参加と Web 会議システムを利用したオンライン方式を併用

テーマ：ビジネスと人権－外国人材の受入れと共生社会の実現に向けて－

会 場：新宿住友スカイルーム

主 催：当財団

共 催：アジアビジネスローフォーラム（ABLF）

後 援：日本ローエイシア友好協会、公益社団法人商事法務研究会及び
一般社団法人国際商事法研究所

【プログラム】

開会挨拶：大野 恒太郎 当財団理事長

基調講演：

講演①「外国人労働者の受入れをめぐる問題」

福原 申子 出入国在留管理庁在留管理支援部長

講演②「アジアの労働移動と日本の外国人材政策の新しいステージ」

万城目正雄 東海大学教養学部人間環境学科教授

講演③「多文化共生のまちづくり ―群馬県大泉町の取組―」

村山 俊明 群馬県大泉町長

講演④「モスバーガーにおける【ベトナム カゾク】の取り組みについて」

川越 勉 株式会社モスフードサービス執行役員経営サポート本部長

パネルディスカッション：

(パネリスト)

福原 申子 出入国在留管理庁在留管理支援部長

万城目正雄 東海大学教養学部人間環境学科教授

村山 俊明 群馬県大泉町長

川越 勉 株式会社モスフードサービス執行役員経営サポート本部長

(モデレーター)

酒井 邦彦 当財団理事・ABLF 副代表

閉会挨拶：田内 正宏 当財団監事

5. 日中民商事法セミナー

本セミナーは、当財団の重要事業の一つとして、1996年の財団設立以来、原則として毎年、日本と中国で交互に開催してきているもの。本年度は、第25回日中民商事法セミナーを中国で開催することを中国側主催者である国家発展改革委員会と協議していたが、年度内の開催が実現しなかった。

6. アジアビジネスローフォーラム (ABLF)

政府、企業、法律家らが集い、ビジネスローから人権まで広くアジアの法についての知識を共有し、語り合う「広場」として「アジアビジネスローフォーラム」(ABLF)は設立された。この「広場」を通じて、「アジアと日本」、「官と民」、「シニアと若者」の架け橋になりたいというものである。ABLFの意図するところは当財団の目的に適うものであり、2025年度も次のセミナーを日本ローエイシア友好協会及び一般社団法人商事法務研究会とともに共催支援した。

(1) ABLF 研究会「政変後のバングラデシュ・経済危機後のスリランカ―政治経済環境とガバナンス改革」

開催日：2025年4月4日（金）

開催方法：Web 会議システムを利用したオンライン方式

【プログラム】

開会挨拶：小杉 丈夫 当財団理事、松尾総合法律事務所弁護士、ABLF 代表、元ローエイシア会長

司 会：島村 洋介 島村法律事務所弁護士、ABLF 事務局長
スピーカー：

講演①「バングラデシュの今と JICA の協力」

市口 知英 独立行政法人国際協力機構バングラデシュ事務所所長

講演②「経済危機後のスリランカ 政治経済環境とガバナンス改革」

井出 ゆり 独立行政法人国際協力機構スリランカ事務所次長

(2) **ABLF 研究会「トランプ政権の今後と日本の課題～変貌する米国と新しい世界秩序への対処」**

開催日：2025年6月20日（金）

開催方法：Web 会議システムを利用したオンライン方式

【プログラム】

開会挨拶：小杉 丈夫 当財団理事、松尾総合法律事務所弁護士、ABLF 代表、
元ローエイシア会長

司 会：島村 洋介 島村法律事務所弁護士、ABLF 事務局長
スピーカー：

講演①「トランプ政権の今後と日本の課題 変貌する米国と新しい世界秩序への
対処」

伊藤 嘉秀 Mayer Brown 法律事務所ワシントン DC 事務所パート
ナー弁護士

講演②「隘路を行く欧州 欧州アイデンティティの再構築」

藤井 康次郎 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護
士・ブリュッセルオフィス代表

閉会挨拶：酒井 邦彦 当財団理事、TMI 総合法律事務所弁護士、ABLF 副代表

(3) **ABLF 研究会特別講演「国際刑事裁判所とその使命」**

開催日：2026年2月20日（金）

開催方法：Web 会議システムを利用したオンライン方式

【プログラム】

司 会：酒井 邦彦 当財団理事、TMI 総合法律事務所弁護士、ABLF 副代表
スピーカー：赤根 智子 国際刑事裁判所長

7. その他のセミナー・シンポジウム

上記の例年開催してきているもの以外でも、当財団の目的趣旨に沿うものとして
支援した主なものは次のとおり。

(1) アジア・ビジネスロー・カンファレンス（ABC）

ABC は、アジアとの関係性がとりわけ深い関西・西日本地区においてアジアと
のビジネス交流の重要性が一層増すなか、法的なリスク対応を含めた情報共有
の場を立ち上げ、ネットワークの構築を企図するプラットフォーム機能を担う
べく2019年に設立された。当財団は、本年度も次の企画を共催支援した。

開催日：2026年1月26日（月）

会 場：住友クラブ3階会議室

テーマ：～アジアにおけるビジネス展開～

後 援：公益社団法人関西経済連合会、独立行政法人日本貿易振興機構
(JETRO) 大阪本部

【プログラム】

開会挨拶：池田 辰夫 当財団学術参与、ABC 代表、弁護士

来賓挨拶：関 総一郎 公益社団法人関西経済連合会 専務理事

基調講演：

《ビジネス・ニューフロンティア》「海外ビジネス展開の魅力とリスクヘッジ」

講演① 「海外進出におけるリスクマネジメントの実務」

田島 圭貴 北浜法律事務所・外国法共同事業 弁護士

講演② 「海外展開に伴う実務上の諸課題」

加藤 富久 住友電気工業株式会社執行役員法務部長

パネルディスカッション：

「アジア・ビジネスの成功への方程式－傾向と対策」

(パネリスト)

加藤 富久 住友電気工業株式会社執行役員法務部長

中森 武宏 住友商事株式会社法務部長

砂長谷 卓也 株式会社クボタ法務部長

松林 明子 住友ゴム工業株式会社執行役員法務部長

田島 圭貴 北浜法律事務所・外国法共同事業弁護士

(モデレーター)

河浪 潤 北浜法律事務所・外国法共同事業弁護士

閉会挨拶：大野 恒太郎 当財団理事長

(2) 日中企業法務フォーラム

本フォーラムは、上海交通大学日本研究センター長である季衛東教授の提唱に日本側が呼応して実現したもので、日本及び中国の企業法務担当者・学識者が双方の知見を共有し、今後の企業法務の展望を見据えるためのシンポジウムである。当財団は本年度に上海で開催された第7回日中企業法務フォーラムを共催支援した。

開催日：2025年11月22日（土）

会 場：上海交通大学凱源法学楼

テーマ：中日企業法務の現状と展望

主 催：経営法友会、上海交通大学日本研究センター、上海交通大学凱源法学院

共 催：当財団、公益社団法人商事法務研究会、上海交通大学中国法と社会研究院

【プログラム】

開会挨拶：蔡 玉平 上海交通大学日本研究センター副センター長

郭 延軍 上海交通大学凱源法学院教授、副院長

田畑 博章 経営法友会副代表幹事、ANA ホールディングス株式会社グループ法務部部长

講演及びパネルディスカッション：

- ① 企業の海外進出と渉外法務
- ② デジタル時代のリスク管理とコンプライアンス
- ③ 知的財産権保護の新しい動向

閉会挨拶： 季 衛東 上海交通大学文科シニア教授、日本研究センター長

(3) 国際知財司法シンポジウム2025

本シンポジウムは、知的財産関係紛争に関する知見を共有して、共通認識を醸成するとともに、我が国の法曹関係者や海外進出を行う民間企業等に情報提供することを目的として、世界各国から実務家を登壇者として招へいして、知的財産紛争処理に係る最新の議論と課題に関するプレゼンテーションやパネルディスカッションを行うものである。当財団は、初年度の2017年から毎年後援している。

開催日：2025年10月23日（木）及び24日（金）

会 場：弁護士会館

開催方法：会場参加と Web 会議システムを利用したオンライン方式を併用

テーマ：知財紛争解決の潮流～知財高裁 20 周年の節目に～

主 催：最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会、弁護士知財ネット

参加者：日本、米国、欧州、韓国、中国及び ASEAN 諸国の裁判官、弁護士、審判官、弁理士等

講演及びパネルディスカッション：

（主催者合同企画）

① 講演（知財高裁・知財行政の 20 年の歩み）

② パネルディスカッション（知財分野の国際的動向、知財分野の専門裁判所が果たす役割）

（法務省パート）

パネルディスカッション（知的財産権侵害への対策に関する各国の経験の共有）

（特許庁パート）

パネルディスカッション（各国・地域の審判関連の知財行政）

（裁判所パート）

パネルディスカッション（激動する時代とこれからの知財司法）

II. 公益事業 2（法整備支援事業）

1. 法整備研修支援

国際協力機構（JICA）が政府開発援助（ODA）の一環として、主としてアジア諸国を対象に実施している法整備支援事業において、2025年度も、法務省法務総合研究所他関係先と共に協力支援を行った。

具体的には、JICA と締結した契約に基づき、国内支援委員会事務局や各種会議運営、法整備支援分野に関する情報整備・提供・発信、日本に招致した各国からの立法担当者や政府関係者、裁判官、学者等の研修支援、そして各国からの留学生プログラムの実施等支援を行った。

また、支援プロジェクト相手国からの研修員や司法関係者との交流を深め、将来にわたり友好関係を維持するために懇談会等を実施した。

2025年度に当財団が受託業務を通じて協力した法整備支援事業の主なものは次表に記載のとおりである。

対象国	支援プロジェクト等
ベトナム	法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト（2025年4月）
インドネシア	ビジネス環境改善のためのドラフター的能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト（2025年5月、7月）
ラオス	法の支配発展促進プロジェクト フェーズ2（2025年5月、9月）
ケニア、ガーナ、ナイジェリア、タンザニア	英語圏アフリカ諸国におけるビジネス法研修（2025年9月）
カンボジア	法・司法分野人材育成プロジェクト（2025年10月）
バングラデシュ	司法アクセス向上のための調停・訴訟実務改善プロジェクト（2025年10月）
ウクライナ	汚職対策に関する国別研修（2025年12月）
ウズベキスタン	自由市場経済システムにおける権利の保護を強化するための司法能力強化プロジェクト（2026年2月）

2. その他の法整備支援案件

(1) 法整備支援連絡会

法整備支援に係る関係機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う場として、2000年から法整備支援連絡会を開催しており、2025年度も次のとおり第26回法整備支援連絡会が開催され、当財団からも参加した。

開催日：2025年12月19日（金）

会 場：法務省国際法務総合センター国際会議場

テーマ：法整備支援の現在地

主 催：法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構（JICA）

後 援：最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）アジア経済研究所及び当財団

【プログラム】

開会挨拶：

森本 加奈 法務省法務総合研究所長

橘 秀治 国際協力機構（JICA）ガバナンス・平和構築部部長

各機関報告：

Aparna Basnyat 国連開発計画（UNDP）バンコク地域事務所
地域アドバイザー

琴浦 容子 国際協力機構（JICA）ガバナンス・平和構築部

ガバナンスグループ 法・司法チーム課長
山田 美和 日本貿易振興機構（JETRO）アジア経済研究所
上席主任調査研究員
安倍 嘉一 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長
河本 麻由美 法務省大臣官房国際課官房付
菅野 直樹 国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）次長
伊藤 浩之 法務省法務総合研究所国際協力部長

パネルディスカッション：

（パネリスト）

Aparna Basnyat 国連開発計画（UNDP）バンコク地域事務所
地域アドバイザー

川淵 武彦 法務省大臣官房国際課長

松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

岩間 望 国際協力機構（JICA）ガバナンス・平和構築部次長

（モデレーター）

野瀬 憲範 法務省法務総合研究所国際協力部副部長

閉会挨拶

大野 恒太郎 当財団理事長

(2) 共同研究

法務省法務総合研究所が、法整備支援事業の一環として、カンボジア、ウクライナ、ASEAN、ウズベキスタン、モンゴル、東ティモール及びベトナムとの間で、それぞれ以下の共同研究・招へいを実施し、当財団は各国からの研究員との懇談会等の実施支援や後援を行った。

① 令和7年度カンボジア共同研究（不動産登記）

実施期間：2025年4月16日～24日

研究員：カンボジア王国国土管理都市計画建設省次官等5名

② 令和7年度ウクライナ共同研究

実施期間：2025年7月7日～16日

研究員：ウクライナ法務省及び法律扶助調整センター職員等8名

③ 令和7年度若手リーダーを対象とする、ビジネスと人権に関する日本ASEAN諸国等共同研究

実施期間：2025年8月4日～14日

研究員：ASEAN諸国等の留学生20名

④ 令和7年度ウズベキスタン行政法共同研究

実施期間：2025年11月25日～12月4日

研究員：ウズベキスタン共和国司法省職員、大学教授、最高裁判所裁判官等13名

⑤ 令和7年度モンゴル国共同研究（商取引法）

実施期間：２０２６年１月１４日～２２日

研究員：モンゴル国最高裁判所判事、モンゴル国立法科大学教授、弁護士等
１５名

⑥ 東ティモール司法大臣招へい

実施期間：２０２６年２月２８日～３月７日

被招へい者：東ティモール民主共和国司法大臣等６名
当財団後援

⑦ 第１回ベトナム LEAD 共同研究

実施期間：２０２６年３月１０日～１７日

研究員：ベトナム社会主義共和国司法省副大臣等８名
当財団後援

＜管理報告＞

I. 評議員会及び理事会

1. 評議員会

第５１回評議員会（２０２５年６月１６日）

開催場所：法曹会館（WEB 会議システムを併用）

決議事項：

- （１）２０２４年度計算書類及びそれらの附属明細書並びに財産目録承認の件
- （２）評議員選任の件

報告事項：

- （１）２０２４年度事業報告及びその附属明細書の件
- （２）２０２５年度事業計画書及び収支予算書の件

出席等：評議員総数９名、出席９名

決議事項に関して、原案通り、出席評議員９名全員により全件が承認可決された。

2. 理事会

第８８回理事会（２０２５年５月２６日）

開催方法：決議の省略の方法

決議事項：

- （１）２０２４年度事業報告及びその附属明細書承認の件
- （２）２０２４年度計算書類及びそれらの附属明細書並びに財産目録承認の件
- （３）評議員候補者承認の件
- （４）定時評議員会招集の件

出席等：提案書に対し、理事８名全員の書面による同意の意思表示及び監事２名
全員から異議がないことの意味表示を書面により得た日をもって、理事
会の決議があったものとみなされた。

第89回理事会（2025年6月16日）

開催場所：法曹会館

決議事項：

- （1） 顧問に推薦することを決定する件
- （2） 参与に推薦することを決定する件
- （3） 内閣府に提出する2024年度事業報告等に係る書類の提出及び記載内容等について理事長に一任する件

報告事項：代表理事及び業務執行理事の職務執行報告

出席等：理事総数8名、出席7名

監事総数2名、出席2名

決議事項に関して、原案通り、出席理事7名全員により全件が承認決議された。

第90回理事会（2026年3月11日）

開催場所：住友商事㈱ 東京本社31階 3101号会議室

決議事項：

- （1） 2026年度事業計画（事業計画書及び収支予算書等）の件
- （2） 公益充実資金等取扱規則の制定と特定費用準備資金等取扱規程の廃止の件

報告事項：代表理事及び業務執行理事の職務執行報告

出席等：理事総数8名、出席7名

監事総数2名、出席2名

決議事項に関して、原案通り、出席理事7名全員により全件が承認決議された。

Ⅱ. 機関誌「ICCLC」及びニュースレター「ICCLC NEWS」

2024年度事業報告及び2025年度事業計画を掲載した機関誌「ICCLC」第57号を2025年7月に発行し、ホームページでも公開した。また、セミナー・シンポジウム等の成果物を掲載するニュースレター「ICCLC NEWS」を次のとおり発行し、ホームページで公開した。

第104号 2025年4月発行

法整備支援連携企画サマースクール

「アジアの法と社会2024」

第105号 2025年5月発行

アジア・ビジネスロー・カンファレンス in Kobe

「企業ビジネス海外展開のABC～神戸復興30年～」

第106号 2025年8月発行

アジアビジネスローフォーラム研究会

「トランプ政権の今後と日本の課題～変貌する米国と新しい世界秩序への対処」

第107号 2025年10月発行

法整備支援連携企画
「法整備支援へのいざない」

第108号 2025年11月発行
「ASEAN 主要5か国における『ビジネスと人権』に関する調査報告」

第109号 2026年1月発行
公益財団法人国際民商事法センターシンポジウム
「ビジネスと人権－外国人材の受入れと共生社会の実現に向けて－」

第110号 2026年2月発行
アジアビジネスローフォーラム研究会
「政変後のバングラデシュ・経済危機後のスリランカー政治経済環境とガバナンス改革」

第111号 2026年3月発行
アジア・ビジネスロー・カンファレンス in Osaka
「アジアにおけるビジネス展開」

Ⅲ. 当財団の運営体制の充実を図るための取組

1. ガバナンス及び法令遵守の強化

当財団は、法人運営の透明性及び適正性の確保を図るため、財団の設立者である法人から独立した外部の理事及び監事を選任しており、理事会資料の事前送付及び事前説明等を通じて、役員による適切な意思決定に資する運営に努めた。また、監事による監査機能の充実を図るため、事業執行状況及び財務状況に関する資料を適時に提供するとともに、必要に応じて事務局との意見交換を実施した。さらに、決算・財務報告及び人事労務管理の分野においては、外部専門家から継続的な助言を受けることにより、法令遵守及び適正な法人運営の確保に努めた。

2. 会員企業との連携強化

理事長と会員企業との懇談会を計5回（参加19社）開催した。事務局からの近況報告のほか、会員企業との活発な意見交換を実施し、継続的な支援・協力関係の維持強化を図った。

【事業報告の附属明細書】

2025年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書に記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、これを作成しない。

以 上

貸借対照表
2026年3月31日現在

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	31,262,601	14,357,881	16,904,720
未収入金	13,822,145	35,243,716	-21,421,571
前払金	492,527	1,313,370	-820,843
流動資産合計	45,577,273	50,914,967	-5,337,694
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	35,000,000	35,000,000	0
基本財産合計	35,000,000	35,000,000	0
(2) 特定資産			
法整備支援事業運営資産	15,000,000	15,000,000	0
財団設立30周年記念事業資金	39,000,000	43,000,000	-4,000,000
公共事業実施資産	0	0	0
特定資産合計	54,000,000	58,000,000	-4,000,000
(3) その他固定資産			
建物付属設備	468,615	468,615	0
建物付属設備減価償却累計額	-468,614	-468,614	0
什器備品	4,061,103	3,983,603	77,500
什器備品減価償却累計額	-3,358,358	-2,967,790	-390,568
電話加入権	301,392	301,392	0
差入保証金	2,418,912	2,267,730	151,182
その他固定資産合計	3,423,050	3,584,936	-161,886
固定資産合計	92,423,050	96,584,936	-4,161,886
資産の部合計	138,000,323	147,499,903	-9,499,580
II 負債の部			
1 流動負債			
未払消費税等	1,100,600	900,300	200,300
未払金	494,093	5,916,930	-5,422,837
預り金	34,030	320,566	-286,536
流動負債合計	1,628,723	7,137,796	-5,509,073
2 固定負債			
負債の部合計	1,628,723	7,137,796	-5,509,073
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄付金	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(35,000,000)	(35,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(54,000,000)	(58,000,000)	(-4,000,000)
正味財産の部合計	136,371,600	140,362,107	-3,990,507
負債及び正味財産合計	138,000,323	147,499,903	-9,499,580

正味財産増減計算書
2025年4月1日から2026年3月31日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	96,250	7,025	89,225
基本財産受取利息	96,250	7,025	89,225
受取会費	17,800,000	18,300,000	-500,000
受取会費	17,800,000	18,300,000	-500,000
事業収益	57,954,921	60,605,487	-2,650,566
支援業務人件費	42,991,575	41,019,385	1,972,190
部会関連直接経費	3,130,829	3,198,057	-67,228
研修関連直接経費	11,832,517	16,388,045	-4,555,528
その他	332,615	53,175	279,440
受取利息	176,313	53,175	123,138
雑収益	156,302	0	156,302
経常収益計	76,183,786	78,965,687	-2,781,901
(2) 経常費用			
事業費	73,566,293	70,407,475	3,158,818
委託費(人件費)	6,734,582	12,480,255	-5,745,673
委託費(その他)	14,643,219	18,814,857	-4,171,638
諸謝金	2,462,104	1,728,707	733,397
旅費交通費	10,776,221	6,329,549	4,446,672
通信運搬費	1,424,536	593,843	830,693
会議費	7,018,802	6,161,079	857,723
会場費	268,400	105,600	162,800
印刷製本費	192,779	757,680	-564,901
新聞図書費	2,408,572	2,208,083	200,489
光熱水道費	330,612	361,946	-31,334
消耗品費	416,573	432,838	-16,265
消耗什器備品費	161,130	249,791	-88,661
OA機器リース料	226,908	271,656	-44,748
修繕費	0	49,500	-49,500
賃借料	4,700,123	4,490,100	210,023
共益費	1,204,503	1,204,503	0
法定福利費	2,587,393	1,700,199	887,194
租税公課	1,967,900	1,761,700	206,200
支払手数料	177,781	150,130	27,651
減価償却費	464,912	563,003	-98,091
雑費	990,000	58,700	931,300
給料手当	14,335,685	9,920,598	4,415,087
福利厚生費	50,400	0	50,400
保険料	13,158	13,158	0
管理費	6,608,000	5,547,875	1,060,125
委託費(人件費)	372,370	1,121,597	-749,227
委託費(その他)	1,758,483	1,793,710	-35,227
旅費交通費	240,071	372,817	-132,746
通信運搬費	123,486	35,868	87,618
会議費	1,945,025	861,464	1,083,561
印刷製本費	177,098	165,000	12,098
新聞図書費	74,070	43,340	30,730
諸会費	210,000	249,304	-39,304
光熱水道費	36,734	40,216	-3,482
消耗品費	37,181	43,882	-6,701
消耗什器備品費	8,569	18,233	-9,664
OA機器リース料	25,212	30,184	-4,972
修繕費	0	5,500	-5,500
賃借料	522,235	498,900	23,335
共益費	133,833	133,833	0
法定福利費	108,554	12,018	96,536
租税公課	520	2,250	-1,730
支払手数料	41,067	40,462	605
減価償却費	51,656	62,555	-10,899
雑費	140,000	15,280	124,720
給料手当	594,774	0	594,774
福利厚生費	5,600	0	5,600
保険料	1,462	1,462	0
経常費用計	80,174,293	75,955,350	4,218,943
評価損益等調整前当期経常増減額	-3,990,507	3,010,337	-7,000,844
評価損益等計			0
当期経常増減額	-3,990,507	3,010,337	-7,000,844
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			0
経常外収益計			0
(2) 経常外費用			0
固定資産売却損	0	0	0
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	-3,990,507	3,010,337	-7,000,844
当期一般正味財産増減額	-3,990,507	3,010,337	-7,000,844
一般正味財産期首残高	140,362,107	137,351,770	3,010,337
一般正味財産期末残高	136,371,600	140,362,107	-3,990,507
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金			
受取寄付金			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高	-	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	-
III 正味財産期末残高	136,371,600	140,362,107	-3,990,507

正味財産増減計算書内訳表
2025年4月1日から2026年3月31日まで

勘定科目	公益目的事業会計			法人会計	合 計
	調査研究・講演会 /セミナー開催事業	法整備支援事業	小 計		
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	96,250	0	96,250	0	96,250
基本財産受取利息	96,250	0	96,250	0	96,250
受取会費	9,077,887	0	9,077,887	8,722,113	17,800,000
受取会費	9,077,887	0	9,077,887	8,722,113	17,800,000
事業収益	0	57,954,921	57,954,921	0	57,954,921
支援業務人件費	0	42,991,575	42,991,575	0	42,991,575
部会関連直接経費	0	3,130,829	3,130,829	0	3,130,829
研修関連直接経費	0	11,832,517	11,832,517	0	11,832,517
その他	332,615	0	332,615	0	332,615
受取利息	176,313	0	176,313	0	176,313
雑収益	156,302	0	156,302	0	156,302
経常収益計	9,506,752	57,954,921	67,461,673	8,722,113	76,183,786
(2) 経常費用					
事業費	12,634,341	60,931,952	73,566,293		73,566,293
委託費(人件費)	148,949	6,585,633	6,734,582		6,734,582
委託費(その他)	915,289	13,727,930	14,643,219		14,643,219
諸謝金	1,280,707	1,181,397	2,462,104		2,462,104
旅費交通費	7,021,430	3,754,791	10,776,221		10,776,221
通信運搬費	172,459	1,252,077	1,424,536		1,424,536
会議費	1,397,267	5,621,535	7,018,802		7,018,802
会場費	268,400	0	268,400		268,400
印刷製本費	93,281	99,498	192,779		192,779
新聞図書費	0	2,408,572	2,408,572		2,408,572
光熱水道費	36,735	293,877	330,612		330,612
消耗品費	102,233	314,340	416,573		416,573
消耗什器備品費	8,570	152,560	161,130		161,130
OA機器リース料	25,212	201,696	226,908		226,908
賃借料	522,236	4,177,887	4,700,123		4,700,123
共益費	133,834	1,070,669	1,204,503		1,204,503
法定福利費	60,486	2,536,907	2,597,393		2,597,393
租税公課	0	1,967,900	1,967,900		1,967,900
支払手数料	40,624	137,157	177,781		177,781
減価償却費	51,657	413,255	464,912		464,912
雑費	110,000	880,000	990,000		990,000
給料手当	237,910	14,097,775	14,335,685		14,335,685
福利厚生費	5,600	44,800	50,400		50,400
保険料	1,462	11,696	13,158		13,158
管理費				6,608,000	6,608,000
委託費(人件費)				372,370	372,370
委託費(その他)				1,758,483	1,758,483
旅費交通費				240,071	240,071
通信運搬費				123,486	123,486
会議費				1,945,025	1,945,025
印刷製本費				177,098	177,098
新聞図書費				74,070	74,070
諸会費				210,000	210,000
光熱水道費				36,734	36,734
消耗品費				37,181	37,181
消耗什器備品費				8,569	8,569
OA機器リース料				25,212	25,212
賃借料				522,235	522,235
共益費				133,833	133,833
法定福利費				108,554	108,554
租税公課				520	520
支払手数料				41,067	41,067
減価償却費				51,656	51,656
雑費				140,000	140,000
給料手当				594,774	594,774
福利厚生費				5,600	5,600
保険料				1,462	1,462
経常費用計	12,634,341	60,931,952	73,566,293	6,608,000	80,174,293
評価損益等調整前当期経常増減額	-3,127,589	-2,977,031	-6,104,620	2,114,113	-3,990,507
評価損益等計					
当期経常増減額	-3,127,589	-2,977,031	-6,104,620	2,114,113	-3,990,507
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計					
(2) 経常外費用					
固定資産売却損					0
固定資産除却損					0
経常外費用計					0
当期経常外増減額					0
税引前当期一般正味財産増減額	-3,127,589	-2,977,031	-6,104,620	2,114,113	-3,990,507
当期一般正味財産増減額	-3,127,589	-2,977,031	-6,104,620	2,114,113	-3,990,507
一般正味財産期首残高	-36,147,283	-157,811,132	-193,958,415	336,320,522	140,362,107
一般正味財産期末残高	-41,274,872	-160,788,163	-202,063,035	338,434,635	136,371,600
II 指定正味財産増減の部					
受取寄付金					
受取寄付金					
当期指定正味財産増減額					
指定正味財産期首残高					
指定正味財産期末残高					
III 正味財産期末残高	-41,274,872	-160,788,163	-202,063,035	338,434,635	136,371,600

附属明細書

附属明細書に記載すべき事業報告の内容を補足する重要な事項はない。

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法

なお主な耐用年数はつぎのとおりであります。

建物付属設備 10年

什器備品 4～15年

② 無形固定資産

定額法 耐用年数5年

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. 基本財産の増減及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	35,000,000	-	-	35,000,000
合 計	35,000,000	-	-	35,000,000

3. 特定資産の増減及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
法整備支援事業運営資産	15,000,000	-	-	15,000,000
財団設立30周年記念事業	43,000,000	-	-4,000,000	39,000,000
合 計	58,000,000	-	-4,000,000	54,000,000

4. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
定期預金	35,000,000	-	(35,000,000)	-
合 計	35,000,000	-	(35,000,000)	-

5. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
法整備支援事業運営資産	15,000,000	-	(15,000,000)	-
財団設立30周年記念事業	39,000,000	-	(39,000,000)	-
合 計	54,000,000	-	(54,000,000)	-

財 産 目 録
2026年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・数量等	使用目的等	
(流動資産)			
現金	手許保管	運転資金	483,662
普通預金	三菱UFJ銀行 虎ノ門支店	運転資金	29,431,655
	みずほ銀行 丸の内中央支店	運転資金	310,407
	三井住友銀行 日比谷支店	運転資金	206,047
	三井住友信託銀行 本店営業部	運転資金	830,830
未収入金		JICAからの業務委託費の未収金	13,822,145
前払金		事務所賃借料前払い	443,467
		雑誌等購読料の前払い	49,060
流動資産合計			45,577,273
(固定資産)			
基本財産			
定期預金	三菱UFJ銀行 虎ノ門支店	公益目的保有財産であり、運用益を調査・研究事業及びセミナー・シンポジウム開催事業の財源として使用している。	10,000,000
	みずほ銀行 丸の内中央支店		10,000,000
	三井住友銀行 日比谷支店		7,500,000
	三井住友信託銀行 本店営業部		7,500,000
小計			35,000,000
特定資産			
法整備支援事業運営資産	普通預金 三菱UFJ銀行 虎ノ門支店	法整備支援事業の財源として保有している。	15,000,000
財団設立30周年記念事業資金	普通預金 三菱UFJ銀行 虎ノ門支店	財団設立30周年記念事業実施に伴う費用に充当するために積み立てている資産であり、特定費用準備資金として管理されている。	39,000,000
小計			54,000,000
その他の固定資産	港区赤坂1-3-5 赤坂アビタシオンビル 賃貸事務所内装工事費	公益目的事業及び管理業務で使用している共用財産である。	1
什器備品	パソコン他	公益目的事業及び管理業務で使用している共用財産である。	702,745
電話加入権	電話加入権		301,392
差入保証金	事務所を賃借するにあたっての差入保証金		2,418,912
小計			3,423,050
固定資産合計			92,423,050
資産合計			138,000,323
(流動負債)			
未払消費税等			1,100,600
未払金		ZOOM利用料の未払い	5,608
		派遣会社に対する委託費の未払い	435,410
		タクシー利用分の未払い	19,864
		複合機利用料の未払い	33,211
預り金		雇用保険料及び源泉所得税の預かり金	34,030
流動負債合計			1,628,723
(固定負債)			
固定負債合計			0
負債合計			1,628,723
正味財産合計			136,371,600
負債及び正味財産合計			138,000,323

監 査 報 告 書

2026年5月7日

公益財団法人国際民商事法センター
理事長 大野 恒太郎 殿

公益財団法人国際民商事法センター

監事 田内 正宏



同 水野 功



私たち監事は、2025年4月1日から2026年3月31日までの理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以 上

2026年度事業計画書
(2026年4月1日～2027年3月31日)

1. 公益事業1

アジア地域を中心とする民商事法分野に係る調査・研究の実施及びセミナー・シンポジウム等の開催並びにその援助。

(1) 調査・研究事業

① アジア・太平洋民商事比較法制研究

当財団は、法務省法務総合研究所と共同して、アジア太平洋地域の法制度について関西の学者、実務家に依頼し、研究会を実施している。

2026年度は、今年度から実施される2年企画の初年度であり、今後2年かけて海外現地調査を含めた研究を行い、2027年度にシンポジウムを開催して研究成果を披露する予定である。

名 称：アジア・太平洋労働法制研究会

主 催：法務省法務総合研究所国際協力部及び当財団

期 間：2026年4月～2028年3月(2ヶ年プロジェクト)

テーマ：対象国の労働法制と実務対応に関する法制度比較

研究対象国：未定(アジア地域を予定)

座 長：飯島 奈絵 弁護士 法入堂島法律事務所 弁護士

委 員：大川 恒星 弁護士 法人淀屋橋・山上合同 弁護士

島田 裕子 京都大学大学院法学研究科 教授

高田 真司 弁護士 法人大江橋法律事務所 弁護士

高原 知明 大阪大学大学院高等司法研究科 教授

本間 拓洋 本間国際総合法律事務所 弁護士

橋本 孝史 江崎グリコ株式会社グループ法務部 グループ長

吉永 佳史 住友化学株式会社法務部 課長

② 日韓パートナーシップ共同研究

当財団は、法務省法務総合研究所と共同して、日本の法務省、法務局及び裁判所の職員から選ばれた日本側研究員と韓国の大法院(最高裁)及び各級法院の登記及び執行関係職員から選ばれた韓国側研究員による、所掌業務に関する諸問題について相互に研究検討する共同研究を1999年から実施している。研究主題に選んだ諸問題の検討及び比較研究を共同で行うことを通じて、研究員がお互いの知識の向上を図り、研究主題に取り上げた制度の発展及び実務の改善に研究成果を寄与させるとともに、両国間にパートナーシップを醸成することを目的としている。

2026年度は、「不動産登記制度、商業法人登記制度、供託制度及び戸籍制度をめぐる制度上及び実務上の諸問題」をテーマとして、2026年6月に日本にて日本セッションを、2026年10月に韓国にて韓国セッションの共同研究をそれぞれ実施する予定である。

(2) セミナー、シンポジウム等事業

① 日中民商事法セミナー

当財団は、中国国家発展改革委員会を中国側の相手方として、他関係機関の協力も得て、中国との法律交流事業をその設立以来行っている。

2026年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等で開催を延期してきた第25回日中民商事法セミナーを次のとおり開催する予定である。

時期・場所 : 2026年度中（北京開催）

テーマ : 法律テーマ「未定（中国側と協議中）」

経済テーマ「未定（中国側と協議中）」

主催 日本側：当財団

中国側：中国国家発展改革委員会

共催 : 法務省法務総合研究所、日中経済協会

日本国側講師：各テーマに関する専門家講師1名招聘

② 法整備支援連携企画

法整備支援を促進するためには、これを支える国内人材の育成と活用が極めて重要であり、さまざまな人的資源を発掘・確保するための一方策として、法整備支援を担う次世代の若者らとの意見交換の場を提供することが必要である。法務省法務総合研究所、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター(CALE)、慶応義塾大学大学院法務研究科及び当財団他が共催して、大学生、法科大学院生、若手法曹や研究者を対象に、2009年8月に「わたしたちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」シンポジウムを開催し、その後継続している。

2026年度も、法務省法務総合研究所が主催する「法整備支援へのいざない」、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター(CALE)が主催する「CALE Annual Conference」、そして慶応義塾大学大学院法務研究科が主催する「法整備支援シンポジウム」を共催支援する予定である。

③ アジアビジネスローフォーラム (ABLF)

ABLFは、アジアと日本、官と民、そして世代間を繋ぐ三つの懸け橋となって、ビジネスローから人権まで広くアジアの法についての知識を共有し、多角的な議論をする場／フォーラムを提供することをその活動目的としており、当財団の目的趣旨に沿うセミナー・シンポジウム等を企画している。

2026年度も複数回の企画が見込まれ、共催支援していく予定である。

④ アジア・ビジネスロー・カンファレンス (ABC)

ABCは、アジアとの関係性がとりわけ深い関西・西日本地区においてアジアとのビジネス交流の重要性が一層増すなか、法的なリスク対応を含めた情報共有の場を立ち上げ、ネットワークの構築を企図するプラットフォーム機能を担うべく2019年に設立された。当財団はその第1回からその企画趣旨に賛同して共催してきており、2026年度も共催支援する予定で

ある。

⑤ 財団設立30周年記念事業

2026年4月に当財団が設立30周年を迎えるにあたり、財団設立30周年記念事業として、近時日本の企業にとっても、また、アジア各国においても重要性をとみに増しつつある「ビジネスと人権」について、これまで外国調査や外国当局、国際団体との連携も含む必要な準備作業を行ってきたが、2026年度はその集大成として以下の概要で国際シンポジウムを開催する。

時 期：2026年12月14日（月）

テーマ（予定）：①サプライチェーン・救済アクセス、②外国人労働者

主 催：当財団

共 催：法務省法務総合研究所、その他関係団体を予定

2027年度以降はその継続的フォローを行う方向で、事業の具体的内容は今後関係機関とも協議して詰めていく予定である。

上記の他に、法務省法務総合研究所をはじめとして日本を含むアジア諸国の法制度に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、2026年度も当財団として積極的に支援・協力することとしている。

2. 公益事業2

法整備支援事業。独立行政法人国際協力機構（JICA）は、政府開発援助（ODA）の一環として、主としてアジア諸国を対象に、法整備支援及び法曹人材の育成支援のため、各国から立法担当者や政府関係者、裁判官、学者等を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施しているほか、現地への専門家派遣、法律草案作成、法曹養成教育機関への協力等の支援プロジェクトを拡大している。そういった支援実施のために、法学的研究者、法務省、日本弁護士連合会等、様々な関係者の支援を得て、専門的見地からの助言・協力を行う国内支援委員会を案件等毎に設置して、日本国内からも海外現地での協力業務の実施を支援する体制を整えている。

当財団は、JICAによる民商事法分野の支援プロジェクトに、法務省法務総合研究所他関係先と共に、1998年度から協力してきている。2026年度も、2025年3月に締結した契約にもとづき、国内支援委員会事務局や各種会議運営、法整備支援分野に関する情報整備・提供・発信、そして、日本に招致した各国からの立法担当者や政府関係者、裁判官、学者等の研修に関して協力支援を行っていく。

（1）2026年度に予定されている主な法整備支援プロジェクト

① カンボジア

案件名：法・司法分野人材育成プロジェクト

（2022年11月～2027年10月）

案件概要：現在の民事法運用上の課題を踏まえ、民事法の適切な解釈・運用を行

うことのできる裁判官教育を中心に、持続可能な教育研修体制の構築を支援。

部会等：法曹養成アドバイザーグループ

本邦研修予定：1回

② ラオス

案件名：法の支配発展促進プロジェクト フェーズ2

（2023年7月～2028年7月）

案件概要：ラオスにおいて、①基本法令の理解を促進する論点集の作成、②基本法令の理解に基づく実践を促進するための効果的な研修等の実施、③法律実務家が実務で参照できる判決書集・意見書サンプル集の作成、④上記①～③の活動により、基本法令を十分に理解し、他者に指導できる中核人材の育成、を行うことで、基本的な実務能力を身に付けた法律家を育成する基盤の形成を支援。

部会等：民事法アドバイザーグループ、刑事法アドバイザーグループ

本邦研修予定：2回

③ バングラデシュ

案件名：司法アクセス向上のための調停・訴訟実務改善プロジェクト

（2024年4月～2027年3月）

案件概要：①調停の利用が促進され、②民事訴訟において、訴訟遅延要因に対応した実務改善に向けた取組が進展するように、バングラデシュの裁判所又は法律扶助事務所、その他司法関連機関において、市民の司法アクセス向上のための基盤整備が促進されることを支援。

本邦研修予定：1回

④ スリランカ

案件名：公正なビジネス環境整備

（2024年8月～2027年7月）

案件概要：スリランカは、2022年に経済破綻したところ、2023年3月に採択されたIMFによる支援条件に汚職対策が含まれており、追加支援を受けるためには汚職対策を講じることが喫緊の課題となっている。

2023年8月には新汚職防止法が施行され、汚職疑惑捜査委員会（CIABOC）が汚職事案の捜査訴追を行う専属機関として活動しているものの汚職の摘発に難航しており、JICAに支援要請があった。JICAは「資金洗浄対策」、「不起訴合意（司法取引）」及び「公益通報者保護」を3本柱とし、2024年8月に本案件を開始した。

本邦研修予定：1回

⑤ ネパール

案件名：民法運用強化プロジェクト

(2025年9月～2028年8月)

案件概要：国立司法学院が行う民法逐条解説書の作成及び普及活動を支援することにより、ネパールの司法及び行政関係者が同書を用いることによって民法を適切に解釈・適用する能力を身に付けるための基盤整備を図り、もって法の支配の促進に寄与する。

本邦研修予定：2回

⑥ インドネシア

案件名：ビジネス環境改善のための法・司法改革プロジェクト

(2025年10月～2028年9月)

案件概要：OECD及び世界銀行の指標等の国際基準に照らして、包摂的かつ持続可能な経済発展のためのビジネス環境が向上することを目指して、裁判所の紛争解決機能の強化、法務省が所管するビジネス関連法の改正や改善、法務分野の実務能力向上を支援。

部会等：裁判所支援アドバイザリーグループ

本邦研修予定：2回

⑦ ウクライナ

案件名：汚職対策（仮）

(2027年1月)

案件概要：ウクライナ司法省、国家反汚職対策局（NABU）、特別反汚職検察（SAPO）の職員約15名に対し、先方が要望する日本における汚職捜査・公判活動、不正な利益の追跡や没収等の方法・制度についての知見を提供する。

本邦研修予定：1回

(2) その他法整備支援案件

① 法整備支援連絡会

法整備支援に係る関係機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う場として、法整備支援連絡会を2000年から開催している。2026年度も次の通り開催予定であり、当財団は例年通り後援者となって支援する予定である。

時 期：2026年12月

場 所：法務省国際法務総合センター

テーマ：別途確定

主 催：法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構(JICA)

後 援：最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO) アジア経済研究所、当財団

② 共同研究

法務省法務総合研究所が、2026年度に、キルギス、ラオス、フィジー、カンボジア、ASEAN、ウクライナ、ベトナム、ウズベキスタン、タンザニア、

東ティモール、モンゴル等との共同研究を予定しており、当財団として支援を行う予定である。

3. その他

(1)機関誌「ICCLC」及びニュースレター「ICCLC NEWS」

2026年8月に機関誌「ICCLC」（2025年度事業報告、2026年度事業計画）を発刊予定である。

また、セミナー・シンポジウム等の成果物を掲載したニュースレター「ICCLC NEWS」を随時発行し、ホームページで公開する予定である。

(2)インターネットホームページ及び財団パンフレット

当財団インターネットホームページのメンテナンス及びパンフレットの改訂等を行う。ホームページでは、財団の活動を幅広く知ってもらうため、「ICCLC NEWS」の掲載に加え、セミナー・シンポジウム等の案内を都度掲載することとしている。

以上

収支予算書（正味財産増減計算書）

自 2026年4月1日 至 2027年3月31日

単位:円

科目	予算額	前年度予算額	増減額	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息	1,000	1,000	0	
② 受取会費	0	0		
受取会費	17,700,000	17,900,000	-200,000	
③ 事業収益	0	0		
業務受託収益	57,991,575	57,019,385	972,190	
④ 受取寄付金				
受取寄付金振替額	0	0	0	
⑤ 雑収益				
受取利息	1,000	1,000	0	
	0	0		
経常収益計	75,693,575	74,921,385	772,190	
(2) 経常費用				
事業費	98,661,510	86,994,010	11,667,500	
委託費（その他）	17,457,047	16,637,215	819,831	
委託費（人件費）	11,373,442	13,055,509	-1,682,067	
俸給締結与	22,549,665	17,601,999	4,947,666	
法定福利費	3,520,368	2,707,819	812,550	
諸謝金	2,958,988	2,418,624	540,364	
旅費交通費	12,389,691	10,024,887	2,364,803	
通信運搬費	1,404,566	1,172,978	231,588	
会議費	3,534,333	2,879,307	655,026	
交際費	0	0	0	
会場費	960,263	780,469	179,794	
印刷製本費	20,443	13,195	7,247	
新聞図書費	3,634,226	3,149,380	484,846	
諸会費	0	0	0	
光熱水道費	663,178	565,135	98,043	
消耗品費	829,832	749,731	80,102	
消耗什器備品費	667,991	571,069	96,922	
OA機器リース料	638,904	527,815	111,088	
修繕費	49,500	49,500	0	
賃借料	8,789,578	7,633,400	1,156,178	
共益費	2,298,949	1,982,500	316,448	
租税公課	3,360,253	2,985,402	374,851	
支払手数料	220,062	187,034	33,028	
減価償却費	1,329,459	1,292,991	36,468	
保険料	10,773	8,049	2,724	
雑費	0	0	0	
管理費	7,147,290	6,468,790	678,500	
委託費（その他）	2,608,400	1,948,400	660,000	
委託費（人件費）	0	12,600,000	-1,260,000	
俸給締結与	1,110,000	0	1,110,000	
法定福利費	168,500	0	168,500	
諸謝金	0	0	0	
旅費交通費	480,000	480,000	0	
通信運搬費	65,060	65,060	0	
会議費	1,200,000	1,200,000	0	
印刷製本費	200,000	200,000	0	
新聞図書費	74,300	74,300	0	
諸会費	254,000	254,000	0	
光熱水道費	36,000	36,000	0	
消耗品費	60,000	60,000	0	
消耗什器備品費	29,880	29,880	0	
OA機器リース料	25,200	25,200	0	
修繕費	5,500	5,500	0	
賃借料	532,200	532,200	0	
共益費	133,800	133,800	0	
租税公課	1,800	1,800	0	
支払手数料	28,800	28,800	0	
減価償却費	133,700	133,700	0	
保険料	150	150	0	
雑費	0	0	0	
経常費用計	105,808,800	93,462,800	12,346,001	
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	
基本財産評価損益等	0	0	0	
特定資産評価損益等	0	0	0	
投資有価証券評価損益等	0	0	0	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	-30,115,225	-18,541,415	-11,573,810	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	
(2) 経常外費用	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	-30,115,225	-18,541,415	-11,573,810	
一般正味財産期首残高	91,517,814	110,059,228	-18,541,415	
一般正味財産期末残高	61,402,589	91,517,814	-30,115,225	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	0	0		
受取寄付金	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	79,944,003	91,517,813	-11,573,810	

収支予算書内訳表（正味財産増減計算書内訳表）

自 2026年4月1日 至 2027年3月31日

9

単位:円

科目	公益目的事業会計			法人会計	総合計
	調査研究・講演会 セミナー開催事業	法整備支援事業	合計		
I 一般正味財産増減の部					
1、経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 基本財産運用益					
基本財産受取利息	1,000		1,000	0	1,000
② 受取会費					
受取会費	9,027,000		9,027,000	8,673,000	17,700,000
③ 事業収益					
業務受託収益		57,991,575	57,991,575		57,991,575
④ 受取寄付金					
受取寄付金振替額	0		0		0
⑤ 雑収益					
受取利息	1,000		1,000		1,000
経常収益計	9,029,000	57,991,575	67,020,575	8,673,000	75,693,575
(2) 経常費用					
事業費	25,037,690	73,623,820	98,661,510		98,661,510
委託費（その他）	2,490,400	14,966,647	17,457,047		17,457,047
委託費（人件費）	0	11,373,442	11,373,442		11,373,442
俸給締給与	1,598,374	20,951,291	22,549,665		22,549,665
法定福利費	259,769	3,260,599	3,520,368		3,520,368
諸謝金	2,397,457	561,531	2,958,988		2,958,988
旅費交通費	11,750,882	638,809	12,389,691		12,389,691
通信運搬費	416,398	988,168	1,404,566		1,404,566
会議費	1,580,775	1,953,558	3,534,333		3,534,333
交際費	0	0	0		0
会場費	960,263	0	960,263		960,263
印刷製本費	0	20,443	20,443		20,443
新聞図書費	5,589	3,628,637	3,634,226		3,634,226
諸会費	0	0	0		0
光熱水道費	168,724	494,454	663,178		663,178
消耗品費	195,397	634,435	829,832		829,832
消耗什器備品費	113,234	554,757	667,991		667,991
OA機器リース料	166,391	472,513	638,904		638,904
修繕費	5,500	44,000	49,500		49,500
賃借料	2,097,352	6,692,226	8,789,578		8,789,578
共益費	562,186	1,736,762	2,298,949		2,298,949
租税公課	0	3,360,253	3,360,253		3,360,253
支払手数料	82,095	137,967	220,062		220,062
減価償却費	183,067	1,146,392	1,329,459		1,329,459
保険料	3,837	6,936	10,773		10,773
雑費	0	0	0		0
管理費				7,147,290	7,147,290
委託費（その他）				2,608,400	2,608,400
委託費（人件費）				-	0
俸給締給与				1,110,000	1,110,000
法定福利費				168,500	168,500
諸謝金				-	0
旅費交通費				480,000	480,000
通信運搬費				65,060	65,060
会議費				1,200,000	1,200,000
交際費				-	0
会場費				-	0
印刷製本費				200,000	200,000
新聞図書費				74,300	74,300
諸会費				254,000	254,000
光熱水道費				36,000	36,000
消耗品費				60,000	60,000
消耗什器備品費				29,880	29,880
OA機器リース料				25,200	25,200
修繕費				5,500	5,500
賃借料				532,200	532,200
共益費				133,800	133,800
租税公課				1,800	1,800
支払手数料				28,800	28,800
減価償却費				133,700	133,700
保険料				150	150
雑費				-	0
経常費用計	25,037,690	73,623,820	98,661,510	7,147,290	105,808,800
評価損益等調整前当期経常増減額					
基本財産評価損益等					
特定資産評価損益等					
投資有価証券評価損益等					
評価損益等計					
当期経常増減額	-16,008,690	-15,632,245	-31,640,935	1,525,710	-30,115,225
2、経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	0	0		0
(2) 経常外費用	0	0	0		0
当期一般正味財産増減額	-16,008,690	-15,632,245	-31,640,935	1,525,710	-30,115,225
一般正味財産期首残高					110,059,228
一般正味財産期末残高					79,944,003
II 指定正味財産増減の部					
一般正味財産への振替額					
受取寄付金			0		0
当期指定正味財産増減額		0	0		0
指定正味財産期首残高	0	0	0		0
指定正味財産期末残高	0	0	0		0
III 正味財産期末残高					79,944,003

資金調達及び設備投資の見込み

(2026年4月1日～2027年3月31日)

1、資金調達の見込みについて

なし

2、設備投資の見込みについて

なし

発行日：2026年7月31日

発行者：公益財団法人国際民商事法センター

事務局長 東 義之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目3番5号 赤坂アビタシオンビル

TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833

ホームページアドレス <https://www.icclc.or.jp/>